

「みんなので支える大切な制度」  
後期高齢者医療保険

## ■後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と65歳から74歳までで一定の障がいがある人が加入する医療保険です。

後期高齢者医療制度では医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に一度保険料を見直しています。令和4年度に見直しがあり、今年度は変更ありません。

## ●社会全体で支える制度

後期高齢者医療制度は、医療機関などでの自己負担分を除き、約5割を国・県・市町の負担金、約4割を現役世代からの支援金、残りを被保険者からの保険料を財源としています。

一人当たりの保険料（年額）
限度額66万円
均等割額
年額54,000円
+
所得割額
基礎控除（43万円）後の 総所得金額等 × 10.26%

## 【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線107)

## 仮徴収額決定通知書の確認をお願いします

保険料を年金からの天引き（特別徴収）で納めている人は、4月から令和5年度後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります。

前回徴収した保険料額を基準として、4・6・8月の年金から徴収します。該当者には「後期高齢者医療仮

徴収保険料額決定通知書」を送付します。仮徴収保険料額などが記載されていますので、よくご確認ください。

## 【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線107)

## ねんきん情報

平成31年2月以降に出産した皆さんへ

## 産前産後の国民年金保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者が出産したとき、産前産後の一定期間、保険料が免除される制度があります。

## 《産前産後期間免除制度》

- 免除される期間 免除される期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間です。双子以上の場合、上記の月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。※出産とは、妊娠85日以上の出産をいい、死産・流産・早産の場合を含みます。
- 対象となる人 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人
- 届け出の方法 町住民生活課窓口が届け出先になります。出産予定日の6カ月前から届け出ができ、出産後はいつでも可能です。出産前に届

け出す場合は、母子手帳などの出産予定日を確認できるものが必要です。

## 《この制度を利用するメリット》

- ▶この制度で保険料が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- ▶産前産後期間は付加保険料が納付できます。
- ▶要件を満たす人であれば申請期限はありません。すでに保険料を納めている場合は、当該期間の保険料が還付されます。保険料免除・納付猶予などが承認されている場合も利用できます。

## 【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096-234-1113 (内線104)

所得が低い人には保険料の均等割額が軽減されます

■保険料の負担軽減制度について

均等割額の軽減については、世帯（被保険者全員と世帯主）の総所得金額などの合計で計算します。令和5年度の軽減割合については下記の表の通りです。

●そのほかの軽減（被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減）

制度加入の月から2年間は均等割額5割軽減、2年経過後は軽減なし（所得割額はかかりません）

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線107)

減額割合	対象者の要件（令和5年度）
7割	43万円+10万円 ×（給与・年金所得者数-1）以下の世帯
5割	43万円+29万円×世帯の被保険者数 +10万円×（給与・年金所得者数-1）以下の世帯
2割	43万円+53万5千円×世帯の被保険者数 +10万円×（給与・年金所得者数-1）以下の世帯

※「給与・年金所得者数」とは、給与収入が55万超の人（65歳以上の人は年金収入が125万円超、65歳未満の人は年金収入が60万円超）の合計人数。  
※年金所得は高齢者特別控除15万円を控除した額で判定。

あんま・はり・きゅう治療券を発行していただく

町では、あんま・はり・きゅうの治療券を交付します。後期高齢者医療被保険者証を持参し、町住民生活課窓口で申請してください。

●申請期限

令和6年3月29日（金）

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096・234・1113

町住民生活課窓口

(内線107)

民生委員・児童委員の皆さんをご紹介します

新しい民生委員・児童委員、主任児童委員が決定しました。任期は令和7年11月30日までです。

民生委員・児童委員は、高齢者や障がい者、子育て中の保護者などの身近な相談相手として、必要な援助が受けられるようお手伝いします。

主任児童委員は、子育てや妊娠中の相談・支援を専門に行います。

【お問い合わせ先】

町福祉課

☎096-234-1114 (内線146)

主任児童委員		民生委員・児童委員											
担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名
町内全域	米村千晶	下横田	上田福子	岩下二区	田中弘二	岩下一区	伊豆野了二	下豊内	井上美穂	上豊内	吉田加代子	西寒野	鶴崎千鶴
	吉田理恵	中横田	甲斐美子	緑町	大友千鶴	東寒野	西村かをる	有安	宮川節代	安平・上揚	井戸江	安平・上揚	藤本君代
		横田	田上正美	仁田子	藤本信子	井原・鹿里	本坂谷・谷内	堂ノ原・鹿里	藤田一郎	本坂谷・谷内	堂ノ原・鹿里	上早川三区	上早川二区
		大町	角張桂子	府領・北原	古林敬之	上早川一区	浅井	糸田	本郷佳代	上早川一区	米原伸子	四区・五区	中村由美子
		早川・北早川	坂本忠博	和田内・田原	井本久美子	上早川一区	中村由美子	芝原・吉田	吉本春輝	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子
		中早川	木村孝行	上田□□	前田賢志郎	上早川一区	中村由美子	八丁・山出	松木圭子	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子
		府領・北原	古林敬之	津志田	宮本ヨシエ	上早川一区	中村由美子	八丁・山出	松木圭子	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子
		早川・北早川	坂本忠博	南三箇・中山	青木久己	上早川一区	中村由美子	八丁・山出	松木圭子	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子
		中早川	木村孝行	麻生原・世持	山下美知子	上早川一区	中村由美子	八丁・山出	松木圭子	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子
		府領・北原	古林敬之	船津	森田義勝	上早川一区	中村由美子	八丁・山出	松木圭子	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子
		和田内・田原	井本久美子	船津	森田義勝	上早川一区	中村由美子	八丁・山出	松木圭子	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子
		上田□□	前田賢志郎	船津	森田義勝	上早川一区	中村由美子	八丁・山出	松木圭子	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子
		下田□□	前田賢志郎	船津	森田義勝	上早川一区	中村由美子	八丁・山出	松木圭子	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子
		上田□□	前田賢志郎	船津	森田義勝	上早川一区	中村由美子	八丁・山出	松木圭子	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子
		下田□□	前田賢志郎	船津	森田義勝	上早川一区	中村由美子	八丁・山出	松木圭子	上早川一区	米原伸子	八丁・山出	松木圭子

# くらしの情報

LOCAL NEWS &  
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

## お知らせ

### 児童扶養手当の支給額が変更になりました

児童扶養手当とは、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭など）の子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されるものです。申請手続などの詳細は、町福祉課へお尋ねください。

令和5年度の児童扶養手当の支給額（月額）は、次のとおりです。

#### ●対象児童が1人の場合

- ・全額支給 4万4140円
- ・一部支給 4万4130円
- 1万410円

#### ●対象児童が2人の場合

- （第2子の加算額）
- 1万420円加算

※一部支給の場合の加算額は、

## お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場  
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター  
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会  
（町生涯学習センター）  
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター  
096-234-0755
- ❖ 町民センター  
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家  
（(社)甲佐町社会福祉協議会）  
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合  
（クリーンセンター）  
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署  
096-282-1955
- ❖ 御船警察署  
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合  
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局  
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所  
096-282-0016
- ❖ 県庁  
096-383-1111（代表）

#### ●対象児童が3人以上の場合

- （第3子以降の加算額）
- 1人につき6250円加算
- ※一部支給の場合の加算額は、  
6240円〜3130円

#### ▼お問い合わせ先

町福祉課  
☎096・234・1114  
（内線144）

### 戸建て木造住宅の耐震改修を支援しています

町では、皆さんが安心して住み続けられる住まいを確保するため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などの費用の一部を補助しています。

#### ▼対象となる住宅

- 次に掲げる要件を全て満たすもの
- ・現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- ・階数が3階以下の木造住宅（併用

住宅の場合、住宅部分の床面積が

- 延べ床面積の2分の1以上のもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの、または平成28年熊本地震により被災した住宅であることが確認できるもの
- ・建築基準法に違反しないもの
- ・過去に同一事業の補助を受けていないもの
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

#### ▼対象者

住宅の所有者で、税金などの滞納がない者

#### ●補助内容

- ①耐震診断費補助  
補助対象経費の3分の2以内  
（補助限度額8万6000円）
- ②耐震改修設計・耐震改修工事一括  
補助対象経費の5分の4以内  
（補助限度額100万円）
- ③建替え設計・建替え工事一括

補助対象経費の5分の4以内

（補助限度額100万円）

#### ▼申し込み期限

11月30日（木）

※土・日曜日および祝日を除く。

※予算の上限に達した場合は、受付を締め切る場合があります。

※本補助事業を申請する場合は、町建設課への事前相談が必要です。

#### ▼申し込み・お問い合わせ先

町建設課  
☎096・234・1183  
（内線168）

### 危険ブロック堀等安全確保を支援しています

町では、歩行者の安全と避難路を確保するため、道路に面している倒壊の危険性が高いブロック堀等の撤去および安全なブロック堀等の設置に要する費用の一部を補助しています。

▼対象となるブロック塀等  
・道路（避難路）からの高さが80センチ以上のもの  
・高さが60センチ以上のもの  
・安全対策が必要と町が判断したもの

▼対象者

ブロック塀等の所有者で、税金などの滞納がない者

●補助内容

①ブロック塀等の撤去工事

補助対象となる工事費の3分の2または撤去するブロック塀等の長さ（延べ）×1万2000円のいずれか低い額（補助限度額20万円）※フェンスの撤去費用は除く。

②ブロック塀等の設置工事

補助対象となる工事費の3分の2または設置するブロック塀等の長さ（延べ）×1万5000円のいずれか低い額（補助限度額15万円）※ブロック塀等の撤去と併せて行う工事に限る。

▼申し込み期限

11月30日（木）

※土・日曜日および祝日は除く。

※予算の上限に達した場合は、受付を締め切る場合があります。

▼申し込み・お問い合わせ先

町建設課

☎096・234・1183

（内線168）

果樹の改植・新植を実施される人へ

J A かみましきでは、上益城地区（蘇陽地区を除く）で果樹優良品目・品種へ改植、新植を計画されている農業者への支援事業説明会を開催します。

▼日時

5月17日（水）午前10時～

▼場所

J A かみましき本所2階大ホール

出産・子育て応援ギフトの給付がスタート

妊娠届出時から全ての妊婦、子育て家庭に寄り添い、相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相続支援と経済的支援を目的に「出産・子育て応援ギフト」の給付を開始しています。

対象の人には、「出産・子育て応援ギフト」の申請などについてご案内しています。

■「出産・子育て応援ギフト」

種類	対象者	給付額
出産応援ギフト	令和4年4月1日以降に妊娠届け出をした人	妊婦1人につき現金5万円
子育て応援ギフト	令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する人	児童1人につきこども商品券5万円

【お問い合わせ先】

町健康推進課

☎096-235-8711

▼対象者

60代までの農家、果樹農業を続ける後継者がいる農家、上益城地区果樹産地構造改革計画の実現に寄与できる生産者

▼お問い合わせ先

J A かみましき第一営農センター園芸課

☎096・234・1156

・町農政課

☎096・234・1176

（内線152）

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	2月	年累計
人身事故	1	2
物損事故	17	39
盗難など	0	0

2月28日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	(1)
原野	10	(2)
その他	12	(2)
合計件数	25	(5)

3月15日現在（カッコ内は前年比較）

tax

町税などの滞納処分（2月分）

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	2件
公売回数	1回
公売件数	10件
滞納処分関連収入	339,189円

## お知らせ

### 町指定ごみ袋の値上げについて

原材料価格高騰の影響により、販売店が購入する町指定ごみ袋の価格が令和5年5月1日から値上げになります。それに伴い、販売店での販売価格の値上げが予想されます。皆さまにはご理解をいただきますようお願いいたします。

### お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096・234・1169

### 4月9日(日)は 県議会議員一般選挙投票日

4月9日(日)は、県議会議員一般選挙の投票日です。

### 投票日・投票時間

4月9日(日)

午前7時～午後6時

### 投票できる人

平成17年4月10日以前に生まれ、引き続き3か月以上町に居住している人

### 期日前投票について

### 投票日・投票時間

4月1日(土)～4月8日(土)

午前8時30分～午後8時

※土・日曜日投票できません。

### 投票場所

町役場1階ギャラリーモール

町内に長期不在のため期日前投票ができない人は不在者投票もできます。

### お問い合わせ先

町選挙管理委員会(総務課内)

☎096・234・1140

(内線222)

### 危険物取扱者試験のご案内

一般財団法人消防試験研究センターでは、県知事から委託を受けている令和5年度第1回危険物取扱者試験を次のとおり実施します。

受験会場や申請方法などの詳細は同センター熊本県支部までお尋ねください。

### 試験の種類

・甲種

・乙種第1類～第6類

・丙種

### 試験日時

6月18日(日)

### 試験地

熊本市、八代市、天草市、玉名市

### 願書受付期間

・書面申請

4月17日(月)～24日(月)

## INFORMATION お知らせ

### 熊本県広報協会合同特集プレゼント企画

TICKET

抽選で観戦チケットが当たる!

読者の皆さん50人に今季のホームゲーム全試合共通A席チケット(※)が当たります。ぜひご応募ください。  
※QRチケット引換券のため、ウェブ上で手続きが必要です。

**応募期限** 4月28日(金)必着

**応募方法** はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、お住まいの自治体の魅力や広報紙に対する意見・感想を記入して応募してください。

- ▶応募は1世帯1枚までとします
- ▶応募多数の場合は抽選とし、当選者発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます

### お問い合わせ・応募先

〒861-4696(住所記載不要)  
甲佐町企画課  
☎096-234-1115



2023シーズンリーグ開幕!

J1昇格を懸けたロアッソ熊本の熱い戦いが始まっています。皆さんの応援が、ロアッソ熊本の選手の力になります。えがお健康スタジアムに足を運んでみませんか。

### 明治安田生命J2リーグ

節	試合日程
第8節	4月9日(日) 午後3時 VS 金沢
第11節	4月21日(金) 午後7時 VS 千葉
第13節	5月3日(水) 午後1時50分 VS 群馬
第14節	5月7日(日) 午後1時 VS 甲府
第16節	5月17日(水) 午後7時 VS 仙台
第18節	5月28日(日) 午後2時 VS 山形

スタジアムで  
待ってるね!



マスコットキャラクター  
ロアッソくん

・電子申請  
4月14日(金)～21日(金)  
お問い合わせ先

(一財)消防試験研究センター熊  
本県支部(熊本市中央区九品寺1  
丁目11番4号)

☎096・364・5005

### 繁殖期の野鳥保護および 指導取締強化月間について

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちし  
たヒナが地面に落ちて見えているのを見か  
けた場合は、近くに姿が見えなくて  
も親鳥が世話をしていますので拾わ  
ないようにしましょう。

県では、5月10日からの1カ月間  
を指導取締強化月間と定め、違法捕  
獲等の防止に取り組んでいます。野  
生鳥獣または鳥類の卵は鳥獣保護法  
により、狩猟による捕獲、許可を受  
けたもの以外は、原則としてその捕  
獲、殺傷などが禁止されています。  
なお、野生鳥獣の愛がん飼養目的の  
捕獲は、鳥獣の乱獲を助長する恐れ  
があることから許可していません。

#### お問い合わせ先

上益城地域振興局農林部林務課

☎096・282・0142

町農政課

☎096・234・1176

(内線156)

### 旧優生保護法による 優生手術などを受けた人へ

国は法に基づき、優生手術などを受  
けた人に一時金を支給します。

#### 対象者

次の①または②に該当する人で、  
現在生存されている人

①昭和29年9月11日から平成8年9  
月25日までの間に旧優生保護法に  
基づき優生手術(生殖を不能にす  
る手術)を受けた人

②同じ期間に生殖を不能にする手術  
または放射線の照射を受けた人  
(母体保護や疾病の治療を目的と  
するなど、優生思想に基づくもの  
でないことが明らかでない手術などを  
受けた人を除きます)

#### お問い合わせ先

旧優生保護法一時金相談窓口

☎03・3595・2575

### 司法書士による不動産賃貸 トラブル相談会

熊本県青年司法書士会では、不動  
産賃貸トラブルに関する相談会を開  
催します。

「アパート退去時の高額な修繕費  
の請求」や「家賃の滞納による退去  
の問題」、「敷金の返還に関する問  
題」といった不動産賃貸借契約に関

する法律問題について司法書士が無  
料で相談を受け付けます。

面談をご希望の方は、お電話にて  
ご予約ください。また、当日は電話  
相談(☎096・364・080  
0)も可能です。

#### 開催日時

4月9日(土) 午前10時～午後4時

#### 開催場所

熊本県司法書士会館2階

#### ご予約・お問い合わせ先

熊本県青年司法書士会

☎0968・69・0180

### ペットのた め災害時の備えを

災害時にペットを守るには飼い  
主だけです。ペットフードの備蓄や  
キャリーバックの準備、しつけなど  
をしておきましょう。また、迷子札  
を装着し、ノミ・ダニの駆除などの  
健康管理も大切です。

#### お問い合わせ先

御船保健所

☎096・282・0016

### サツマイモ基腐病の まん延防止について

サツマイモ基腐(もとぐされ)病  
は、茎の変色やいもの腐敗などを引  
き起こす病害です。

病気を防ぐために、健全な種い  
も・苗の使用、土壌および種いも・  
苗の消毒などを徹底しましょう。発  
病が確認された場合は、発病株をほ  
場の外に出し、発生箇所に登録薬剤  
を散布しましょう。

#### お問い合わせ先

県病害虫駆除所

☎096・248・6490

## くらし安全

### 悪質業者にご注意を!

突然訪問してきて商品の押し売り  
をしたり、強引に貴金属類を引き取  
ろうとしたりするなどの悪質業者に  
関する相談が急増しています。

#### 悪質業者の特徴

- ・突然訪問してくる
- ・「不用品はない」と断っても、帰  
ろうとせずに長時間居続ける
- ・会社の住所などが確認できない
- ・近所をトラックで巡回している

#### 被害防止のポイント

- ・誰かが訪ねてきたら、まずはイン  
ターフォン越しに対応する
- ・不要な物ははっきりと断る

#### お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・282・1110